

# 参 考 资 料



## 主な障害の特性と災害時（地震）に予想される困難

### 1 視覚障害

特徴的な障害の特性 ※1	災害時（地震）に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①光を感じない全盲、眼鏡や拡大鏡の使用で文字の識別が可能な弱視、狭い視野、特定の色の識別が困難な色覚以上と様々な特性の違いがあります。</li> <li>②弱視の場合、見えにくいので細部、全体、境界、速い動き等の認識が難しいです。</li> <li>③場所や環境が変わると日常的な行動が難しくなり歩行や移動が制限されます。</li> <li>④掲示やプリント等の視覚による方法では情報がつかめません。</li> <li>⑤危険を知らせる赤や黄色と他の色との区別が難しい場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①突然の揺れに対し、自力での出口確保、安全な位置への移動に困難があります。</li> <li>②施設・設備の転倒・倒壊等、身の回りの状況が日常と異なると、自力での歩行・移動が極めて困難になります。そのため迅速な避難が困難になります。</li> <li>③避難所等では位置関係が把握できないので主体的に動くことが困難となり、生活全般に介助・支援が必要となります。</li> <li>④緊急に貼りだされる注意や連絡等の掲示物の情報が把握できず、取り残される可能性があります。</li> </ul>

### 2 聴覚障害

特徴的な障害の特性※1	災害時に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①完全に聞こえない程度から大きな声なら聞き取れる程度まで様々ですが、基本的には音や音声による情報の把握が困難です。</li> <li>②音声での会話が難しく、筆談や手話等によるコミュニケーションが必要になる場合があります。また自ら音声での情報発信は困難です。</li> <li>③外見からは聴覚障害であることが分かりにくいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サイレン、呼びかけ、放送のアナウンス等、音や音声による注意や情報が分からないので、大事な情報が知らされないという心配があります。</li> <li>②周囲とのコミュニケーションが成立しにくく、手話等の支援者を必要とすることから、避難時や避難後の生活の中で孤立してしまう危険があります。</li> </ul>

※視覚障害と聴覚障害の両方を併せ有する場合は、上記の両方の困難を抱えていることになります。

### 3 肢体不自由

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常の運動・動作や姿勢保持が困難で、日常の身辺処理（更衣、食事、排泄）などにも困難があります。</li> <li>②車椅子やウォーカー等の補助具がないと自力での移動は困難です。</li> <li>③体温調節、排泄等の自律神経の障害を伴ったり、知的障害、視覚や聴覚の感覚障害を伴ったりする場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①突然の揺れに対し、自力での出口確保、安全な位置への移動が困難になります。</li> <li>②施設・設備の転倒・倒壊等により通路が寸断されると、車椅子やウォーカーでの移動が困難になります。</li> <li>③段差や上下階移動の移動が極めて困難になり、迅速な避難は極めて困難です。</li> <li>④避難後の生活での運動・動作、身辺処理について必要な介助や設備が得られないため、大変辛い状況が予想されます。</li> </ul>

#### 4 病弱

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①心疾患、腎疾患、小児がん、白血病、筋ジス等の疾患の他、喘息、肥満、拒食・過食、心身症など慢性疾患のため運動、食事、安静、服薬等の生活規制があります。</li> <li>②日常的な医療的ケアなど医療との連携、心理面への配慮が不可欠です。</li> <li>③外見からは障害が分からないので、疾患による不都合がなかなか理解してもらえない場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設備の損壊や停電などのため、日常的に必要な医療支援が受けられなくなる危険があります。</li> <li>②薬、医療用具の確保が困難になる場合が予想されます。</li> </ul>

#### 5 知的障害

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①知的発達に遅れがあり、言葉の表出、物事の説明、指示の理解、計算、類推、判断等について年齢相応の処理が困難です。</li> <li>②意思の疎通、安全への意識、余暇利用など社会生活全般に、年齢相応の処理が困難です。</li> <li>③急激な環境の変化に対応することが苦手で、パニックなどになり固まってしまうこともあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①危険な状況を理解して危険回避のための行動を取ることが困難な場合もあります。</li> <li>②過去に経験・学習したことに忠実なため、逆に危険回避が困難になる場合があります。（消火活動と避難開始の判断など）</li> <li>③避難後の臨機応変な対処指示や連絡の内容が理解できず、混乱する心配があります。</li> </ul>

#### 6 自閉症などの発達障害

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>①独り言、言葉の繰り返し、一方的に話す、字義通りの理解、比喩や冗談の理解が困難など、言葉でのコミュニケーションに困難が見られます。</li> <li>②手順、ルール等、自分が理解した秩序の変更や修正が苦手です。また特定のものへの固執、反復行動、感覚的刺激への没頭などが見られる場合もあります。</li> <li>③感覚面で極端に敏感だったり、逆に鈍感だったりします。子どもの泣き声や騒がしい音に怯えたり集団に入れなかったりパニックになったりすることがあります。</li> <li>④人との関わり、感情の理解・共有など社会性に困難があり、対人関係の構築やコミュニケーション等に困難が見られます。</li> <li>⑤外見からは障害の特性がわかりにくいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①周囲と適切なコミュニケーションがとれないことで、トラブルを起こす心配があります。</li> <li>②非日常の状況下で、精神的に不安定になり、自傷行為やパニックなどのため避難所での集団生活ができなくなったり、常時の付き添いが必要になったりする可能性があります。</li> <li>③こだわりから、いつもと違うトイレや食事ができなくなることがあります。</li> <li>④体調不良や怪我の痛みを自分から訴えたり説明したりできないため、適切な治療をしてもらえない可能性があります。</li> </ul>

7 医療援助や医療的ケアを必要とする重度の重複障害 ※

特徴的な障害の特性	災害時に予想される困難
<p>①殆ど言語を持たず、自他の意思の交換や環境への適応が著しく困難で、常時の介護を必要とします。</p> <p>②障害や疾病により状態が様々で、人工呼吸器、人工透析、経管栄養など、生命維持に関わる医療援助を必要とする場合も多いです。</p> <p>③体調の時差・日差変動などがあり、体温調整、水分補給、吸引、バイタルサインの確認等、日常的な健康管理が必要です。</p>	<p>①多くの場合が全介助に近い場合、避難時の移動が極めて困難です。</p> <p>②停電となった場合に、人工呼吸器、人工透析、痰の吸引など、電源を必要とする医療支援が困難になります。また、混乱の中で、介助をする支援者の確保も心配されます。</p> <p>③摂食可能な食材、必要な薬、必要な医療用具の確保の困難が予想されます。</p>

※1 特徴的な障害の特性については、「災害時要援護者 避難支援の手引（平成21年千葉県）」や「特別支援教育の実践の手引 平成23年度版（千葉県総合教育センター）」を参考にしています。

※2 この場合の医療的ケアは、保護者、看護師、教員等の介助を必要とする場合を想定しており、自分で服薬や注射するような医療的ケアを含めていません。

## 避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧

### 備蓄品をリストアップするにあたっての考え方

このリストは、地震が起こり避難する際と、帰宅困難となった後、保護者引渡しや避難所への移動があるまでの間、緊急に学校で避難・待機する際に必要となりそうな品目をあげました。

※備蓄品の種類・数量については、学校の事情によります。

#### 1 視覚障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
ロープ（ひも）	①避難時の誘導の際に児童生徒に握らせる。 ②避難路に張りめぐらし、即席の経路のガイド用ロープとする。 ③避難・待機している場所の、様々な位置を誘導する道具として。
鈴（音の出るもの）	避難する時、誘導者（教員）が鳴らしながら（身につけて）誘導するため。
ラジカセ／電池 カセットテープ （エンドレス）	避難場所で待機している間、必要な情報を随時録音し、無人でも必要な情報を繰り返しアナウンスする。

※ロープは、指示が伝わりにくい知的障害や自閉症などがある児童生徒を避難させるとき、誘導するものとして同様に有効です。

#### 2 聴覚障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
補聴器用電池 （各種）	避難・待機している間に補聴器の電池が切れてしまった児童生徒に使用する。

#### 3 肢体不自由のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
おんぶひも	職員が児童生徒をおぶって避難するため。
ざぶとん／ロープ	児童生徒の姿勢保持用として

#### 4 自閉症など発達障害のある児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
間仕切りになるもの	避難・待避場所で視覚情報を減じ、気持ちの安定を図れるようにするため。
絵・写真カード	状況や見通しをもたせるため。 （予め予想される場面・状況に関する事柄を図示できるようなカードを作成しておく）
ラジカセ・CD	自閉症の児童生徒は音楽が聞こえると情緒が安定し易い。

5 医療援助や医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒に役立つものとして

備蓄品	用途等
間仕切り	医療的ケアを実施するときのプライバシー確保
導尿管カテーテル	二分脊椎症者用
消毒綿	医療的ケアを必要とする者
予備バッテリー	吸引器、人工呼吸器使用者
湯たんぽ	体温調整用（保温）
うちわ/保冷剤	体温調整用（冷却）
ゼリー状/液状の栄養食	一般の備蓄食が食べられない場合、咀嚼・嚥下に困難のある者のため（例：カロリーメイトの缶、ゼリータイプの栄養剤）

6 障害の特性に関係なく児童生徒に役立つものとして…

備蓄品	用途等
飲料水（1人2ℓ）	飲料水、多用途
パン缶詰	非常食
レトルトカレー、スパゲッティ麺、保存用米など	炊き出しの用意が可能な場合、可能な食材を用意
紙コップ、紙皿、割り箸、ストロー	食事用、ストローは嚥下の難しい児童生徒用
ラップ	食事用、多用途 アルミホイルもあると良い
保健用品一式	鎮痛剤、整腸剤、消毒液、包帯、三角巾、はさみ、ピンセット、軟膏 等
消毒綿	多用途の救急用品
使い捨て手袋	多用途
消毒用液	アルコール系（一般対策）と塩素系（ノロウィルス対策）の両方必要（消毒全般、嘔吐、排便等の処理） ※消毒用液を作るためのアルコール、蒸留水の備蓄でも良い
スプレー（ボトル）	消毒用
石けん	手洗い用、
紙オムツ	
女性用衛生用品	
マスク	感染予防、衛生用
簡易トイレ	洋式トイレを利用するタイプ（ビニール袋）、又は組立タイプ
トレットパ-	トイレ用、多用途

シーツ	裁断して包帯、担架用、肢体不自由者や負傷者の搬送用
個々の常備薬	家庭から提供してもらう
毛布	保温、寝具、多用途
保温用汎シート	(毛布の代用)
使い捨てカイロ	貼るタイプ(ポケットが無くても、両手が自由に使える)
衣類	多用途 冬場であれば防寒用に備蓄 手袋、靴下、帽子 夏場であれば着替えの予備として
ダンボール	多用途、床に敷く、衝立(プライバシー確保)、肢体不自由者の姿勢保持の骨(支柱)として、ビニル袋をかけてゴミ箱 等
タオル	多用途、冷水に浸して体温調整、大量にあると安心
ポータブル発電器	冷蔵庫等の電源確保 例:薬の冷所補完が可能/保冷剤等の保冷 その他照明など多用途
燃料(ガソリン)	人工呼吸器使用者の病院搬送手段としての車の燃料確保
薪、廃材	燃料、暖をとるため ※炭、練炭などもあれば便利(ただし屋外の使用に限定)
マッチ/ライター	多用途、
ろうそく	照明用
一斗空き缶	薪を焚くため
ポータブルコンロ	炊き出し、お湯を沸かす、調理、発電器の燃料
ポータブルガス缶	//
懐中電灯	夜間作業用、多用途
蚊取り線香	夏季災害時の防虫
やかん等	炊き出し、調理等
軍手	多用途
雑巾	多用途、大量にあってもよい
手廻し充電ラジオ	停電時の情報源
ブルーシート	多用途、ロープと組み合わせ様々に、大量にあってもよい
現金	緊急対応用
簡易テント	多用途、トイレの囲いとして、パニックを起こした児童生徒のクールダウンの場所として
ガムテープ	多用途、ガラス飛散防止、大量にあってもよい
ロープ	多用途、大量にあってもよい
自転車	緊急用、連絡・買い物の手段として



空気入れ	自転車用、車椅子のタイヤ用
パンク修理キット	自転車用、車椅子のタイヤ用
新聞紙	多用途、大量にあってもよい
携帯充電器	直接コンセントと繋げる簡易なもので、複数メーカーに対応しているもの
折畳みバケツ／ポリタンク	水の確保用
レインコート	雨の中で作業をするため
乾電池	単1～単4を相当量用意
乾電池で動く時計	
デジタルカメラ	状況を伝えたり説明したりする。乾電池バッテリーが便利
ビニール袋	様々なサイズ
長靴	各種作業用

#### 〈参考情報〉

阪神淡路大震災後のライフライン復旧状況（神戸市発表）

電気・・・ 6日  
 電話・・・ 14日  
 ガス・・・ 85日  
 水道・・・ 90日  
 下水道・・・134日  
 食料品が届くのは3日後





## 福祉避難所として協定等を結ぶ場合

地域の市町村から特別支援学校を福祉避難所として指定したい・・・との話があった場合は、本冊子のチェックシート⑧及び解説⑧を参考にしながら、市町村との対応を進めると良いでしょう。

なお、県内の特別支援学校の中には、学校が所在する市町村から福祉避難所の指定を受け、相互に協定等を取り交わしている学校もありますので、情報交換等しながら取組を進められると良いでしょう。

### 協定書等のサンプル

#### 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する覚書

〇〇市を「甲」とし、千葉県立〇〇特別支援学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり福祉避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした福祉避難所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

#### （福祉避難所使用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として使用できる対象者は、市の収容避難場所では、共同生活が困難な方で介護を要する障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）とするものとする。

#### （福祉避難所としての施設の周知）

第3条 甲は、災害時において、乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

#### （施設提供の要請）

第4条 甲は、災害時において福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し乙の管理する施設を福祉避難所として使用することを要請することができるものとする。

#### （開設場所の指定）

第5条 乙は、前条の規定による施設使用の要請を受けたときは、できる限り受託するように努めるものとし、施設提供が可能な場合は、甲に開設場所を指定するものとする。

#### （開設の通知）

第6条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、乙に対しその旨を事前に了解をとり、文書または口頭で通知するものとする。

#### （避難者の移送）

第7条 福祉避難所への避難者の移送は、甲又はボランティア、避難者の家族等が行うものとする。ただし、移送が困難な場合は、甲は乙に協力を要請できるものとする。

#### （福祉避難所の運営）

第8条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、甲は当該福祉避難所に避難した障害者等に係る食料および生活物資等の調達並びにボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、福祉避難所として提供した期間内に要した経費の負担について、甲と協議するものとする。

(開設期間)

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、延長することができるものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第11条 甲は、福祉避難所を開設した場合には、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(期間)

第13条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。  
2 前項の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 〇〇市〇〇 番知

〇〇市

〇〇市長

〇〇 〇〇

(乙) 〇〇市〇〇 番地

千葉県

千葉県立〇〇特別支援学校

校 長

〇〇 〇〇

覚書（協定書）の他に、市町村と学校との間で、覚書（協定書）の解釈や運用上の取扱い方について、「確認書」を取り交わすと、より具体的な確認が取れると思います。

## 福祉避難所指定に関する県教育委員会への手続き

地域の市町村から特別支援学校を福祉避難所として指定したいとの申し出があった場合は、昭和52年に通知された下記の通知文により処理します。



教財第158号  
昭和52年6月3日

県立学校長 様

千葉県教育委員会教育長

地震等の災害時における避難場所の指定について（通知）

このことについて、市町村長等から県立学校施設を指定したい旨の申出があった場合は、下記により処理するようお願いします。

記

- 1 市町村長等からの申請書は、学校長を經由し千葉県教育長あて（教育庁財務課及び学校建設室扱い）提出すること。〔現在は財務施設課（教育財産管理班）〕  
この場合、当該学校長の副申書を添付すること。
- 2 避難場所標識その他工作物等の設置申請があった場合は、教育長からの避難場所指定承認通知後使用許可の事務手続きをとること。

### 〈避難場所指定の申し出 サンプル〉

平成〇〇年〇月〇日

千葉県教育委員会教育長 様

〇〇市長

災害時避難場所の指定について（依頼）

本市としましては、市民の生命、財産をあらゆる災害から保護すべく、防災対策を推進しているところではございますが、いまだ多くの課題が残されております。

市民の安全を守る防災対策として、小中学校、その他公共施設を災害時避難場所としていますが、十分とは申せません。

つきましては、障害のある方への避難場所としての適格性を備えております千葉県立〇〇特別支援学校を災害時避難場所として指定させていただきたく、御承諾下さるようお願いいたします。

また、このことに伴い避難場所標識の設置につきましても、併せて御承諾くださいますようお願い申し上げます。

### 〈副申書のサンプル〉

（参考）

〇〇第 号  
平成〇〇年〇月〇日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県立〇〇特別支援学校長 〇〇 〇〇

災害時避難場所指定の依頼について（副申）

このことについて、〇〇市長（町長又は村長）から別添のとおり提出されたので、下記の意見をつけて進達します。

記

（意見）

種々検討した結果、学校としては差し支えのないものと思料されますので容認されてはいかがか。



特別支援学校の防災対応資料

# 防災セルフチェック＜改訂版＞

学校の防災機能を高めるために

作成日 平成29年3月

著作者 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

〒260-8662

千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-4045

FAX 043-221-1158